

事務連絡  
令和4年1月13日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付  
厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」期間延長に係る小学校等の保護者に向けた再度の周知について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症対策のための子どもへの対応等については、既に各地域、設置者及び学校等において様々な取組を行っていただいているものと承知しています。

また、学校の臨時休業等に関しては、令和4年1月12日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について」でお知らせしているところです。

厚生労働省においては、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、

●小学校休業等対応助成金

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金

●小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金

について令和3年9月30日より制度を再開しており、同日付けで、本助成金・

支援金の周知について協力依頼をさせていただいたところです。

このたび、本助成金・支援金の対象となる休暇の取得期間について、令和4年3月31日まで延長する改正（※1）を行ったことから、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、対象となる保護者に本助成金・支援金の情報が行き渡るよう、管下の小学校等（小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園（※2）等）及び小学校等の設置者に対して再度周知していただくとともに、各都道府県におかれては、指定都市及び中核市を除く管内市町村（特別区を含む。）の関係部局に対し改めて幅広く周知していただくようお願いいたします。

なお、小学校等から子どもの保護者の皆様へ周知していただく際には、下記HPや添付のリーフレット等も併せて御案内いただくなど、効果的な周知に御協力いただくようお願いいたします。

#### （※1）対象期間の延長改正内容

（改正前）令和3年8月1日～同年12月31日

（改正後）令和3年8月1日～令和4年3月31日

※申請期限：令和4年1月1日～同年3月31日までの休暇取得分  
⇒令和4年1月1日～同年5月31日まで

（※2）保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園については、別途厚生労働省から各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）に対して周知が依頼されています。

（参考）厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

※申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

- ・小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21202.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html)

#### 【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

電話：03-5253-1111（内線7929、7866）